

「行田市市民活動やる気応援助成金の申請取扱いについて」

【 改 正 案 】

① 対象団体

【現行】スタート応援事業 『1 対象団体・対象事業』

市内に主たる事務所を置く NPO 法人で設立後 3 年以内又は助成金申請後 1 年以内に NPO 法人格の取得をしようと活動する団体が、活動開始期の基盤整備を行うものを対象とする。ただし、法人化へ向けた取組み実績が必要になります。

1 団体が申請できるのは、1 回のみ。

【改正希望内容】

◎ 今後、NPO 法人化する意向は問わない。

◎ 任意団体でも、設立 3 年以内なら申請が可能。

※ 設立時期を確定する根拠が必要となる

② 助成金額

【現行】新たな取組応援事業 『4 助成率及び上限額』

助成金は、1 団体につき 1 年度 1 事業とし、10 万円を限度として、予算の範囲内で交付します。

【改正希望内容】

◎ 現行とおり

【現行】スタート応援事業 『4 助成率及び上限額』

助成金は、1 団体につき 1 回のみとし、5 万円を限度として、予算の範囲内で交付します。

【改正希望内容】

◎ 現行とおり

③ 助成率

【現行】 新たな取組応援事業 『4 助成率及び上限額』

助成金は、1 団体につき 1 年度 1 事業とし、交付対象経費の 2 分の 1 以内で
10 万円を限度として、予算の範囲内で交付します。

上限 10 万円の場合 ⇒ 補助対象経費 → 20 万円
団体負担金額 → 10 万円

【改正希望内容】

◎ 2/3 程度を希望

上限 10 万円の場合 ⇒ 補助対象経費 → 15 万円
団体負担金額 → 5 万円

※ 事業に要する費用が減額となる

【現行】 スタート応援事業 『4 助成率及び上限額』

助成金は、1 団体につき 1 回のみとし、交付対象経費の 2 分の 1 以内で 5 万円
を限度として、予算の範囲内で交付します。

上限 5 万円の場合 ⇒ 補助対象経費 → 10 万円
団体負担金額 → 5 万円

【改正希望内容】

◎ 2/3 程度を希望

上限 5 万円の場合 ⇒ 補助対象経費 → 7.5 万円
団体負担金額 → 2.5 万円

※ 備品購入に要する費用が減額となる

④ 申請の時期（タイミング）

【現行】 新たな取組応援事業 及び スタート応援事業 『受付期間』

令和 1 年 12 月 10 日まで（令和元年度の例では・・・）

第 1 期 6 月 10 日（月）

第 2 期 9 月 10 日（火）

第 3 期 12 月 10 日（火）

【改正希望内容】

◎ 6 月末日まで

※事前相談については、前年度からでも対応可能

⑤ 助成対象期間

【現行】 新たな取組応援事業 及び スタート応援事業 『対象期間』
助成対象期間は助成を実施する当該年度の交付決定日から翌年2月
末日までとする。

【改正希望内容】

◎ 現行とおり

助成を実施する当該年度の交付決定日から翌年2月末日まで。

事務局（株）より、モデルプランの提案

- ① 遊休スペース（立体駐車場等）の再活用
- ② 既存商店内の空きスペースの活用
★洋品店の一部を使用して、洋菓子の販売
- ③ 継続的な活動に必要な備品の購入
★出前講座で使用する拡大教材（パネル等）の作成
- ④ ストーリー性を持たせた町めぐり（バーチャル体験）
★歴史の年表にそったコース（コスプレして、観光ガイド）
★小説のストーリーにそったコース ★路地裏めぐり
- ⑤ 学区内にある史跡に関する「こどもガイド」の育成
小学生によるモデルコースの作成
★太田西・東小→古代蓮 ★下忍小→石田堤 など
- ⑥ 専門的な知識や技術（ノウハウ）を取得する
- ⑦ 他団体とのコラボレーション事業
★ボランティア団体 ★大学や高校など
- ⑧ 企業とのコラボレーション事業
★企業の専門的なスキルを活用した事業
★企業の知識を活用した自由研究教室の開催
★リース期限の切れた PC を再活用して、市民活動に活用

その他の提案

- ① 2つ以上の団体による協働事業の場合は、上限額拡大。
- ② 市民公益活動推進委員会から、地域課題の解決に至りそうな活動事例を提案し、関係機関に打診する
- ③ 市民活動団体と行政のそれぞれの立場・分野での強みを活かし、協働できることをやる